

一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構  
研修委員会設置要綱

2022年2月14日制定

(設置)

第1条 一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構会則第11条及び一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構研修規程第3条の規定に基づき、研修委員会を置く。

(所掌事項)

第2条 研修委員会は、次の事項を協議する。

- (1) 研修の実施に関すること。
- (2) 研修プログラムの科目構成、内容に関すること。
- (3) 研修講師の選任に関すること。
- (4) 読替科目の判定に関すること。
- (5) 試験委員会委員の選任に関すること。
- (6) その他研修に関すること。

(組織)

第3条 研修委員会は、事業運営会議から推薦のあった当該分野における知見、経験を有する者及び委員長が必要と認めた者（以下「委員」という。）をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 研修委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、事業運営会議が指名する者をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 委員長は、研修委員会を招集し、その議長となる。
- 5 委員長に事故があるときは、副委員長が議長の職務を代行する。

(委員会)

第6条 研修委員会は、委員の過半数をもって成立するものとし、議事は、出席した委員の過半数をもって決する。

(事務)

第7条 研修委員会の事務は、この法人の事務局が行う。

附 則

- 1 この要綱は、2022年2月14日から施行し、2022年1月25日から適用する。
- 2 当初の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、2024年3月31日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、2022年8月2日から施行する。
- 2 この要綱施行の際現に改正前の第3条に基づき選任された委員については、改正後の第3条の規定により選任されたものとみなす。